

広情個審第33号

平成27年12月9日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 大久保 隆志

保有個人情報不訂正決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年4月25日付け広企秘第3号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第24号関係）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

- ・平成26年4月25日付け広企秘第3号の諮問事案（諮問第24号事案）

平成26年3月3日付けの保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月26日付け広企秘第22号で行った保有個人情報不訂正決定（以下「本件不訂正決定」という。）に対する同月27日付け異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）

## 第1 審議会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）に係る企画総務局秘書課「市民からの要望・苦情について」（平成26年1月23日）（以下「本件対象公文書」という。）の本件訂正請求に対し、実施機関が行った本件不訂正決定は、妥当です。

## 第2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件不訂正決定を取り消し、本件対象公文書中、申立人の発言内容の「広島市から発行されている」「返した表彰状及び記章はご随意に処分してください」の記録部分及び対応内容の「御本人であることを確認した後、内容と経緯について確認しようとした」の記録部分（以下「当該記録部分」という。）の訂正又は消去を求めているものです。

## 第3 異議申立ての理由の要旨

申立人の異議申立ての理由を要約すると、次のとおりです。

- 1 当該記録部分の訂正しない理由が「申出の趣旨に反するものではない」とされているが、申出の趣旨に反している。
- 2 申出の趣旨は、「広島市長よりいただいた表彰状を広島市長にお返しく下さい。市長が不要とのご判断ならば、返却の必要はありませんので、秘書課長に処分をおまかせいたします。」である。
- 3 秘書課職員は、申立人の説明をまったく無視し、虚偽の報告書を作成している。

## 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等での主張を要約すると、次のとおりです。

- 1 本件対象公文書は、申立人とのやり取りの一字一句を記録したものではなく、内部報告のために作成した要点記録である。このため、本件対象公文書に会話の全てが記載されていないとしても、記録に誤りはない。

また、組織として対応を検討していくために必要な事実が記載されたもので、申立人の主観が反映されていないとしても、そのとおりに訂正する必要はない。

- 2 本件対応の際に音声データ等による記録はしておらず、本件訂正請求の内容どおりの発言等であったか、対応者は正確に記憶していない。本件対象公文書は、内部報告用の対応記録として、申立人が主張された内容の要点部分を簡潔に整理し、作成しているものである。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会として、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）の規定に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 まず、条例第22条第1項において、事実と異なる保有個人情報について、本人の訂正請求権を認めているのは、正確でない保有個人情報に基づいた行政上の行為等により本人が不測の権利利益の侵害を被ることを防止するためです。

この訂正請求の対象となる保有個人情報とは、一般的に氏名、年齢、住所、金額、数量等客観的な事項である「事実」を言います。

また、実施機関は、保有個人情報の訂正請求があったときは、条例第24条の規定により、請求どおり保有個人情報事実でないことが判明し、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないとされています。

- 2 本件対象公文書は、申立人と実施機関の職員との対話等を実施機関の職員が記憶に基づいて要点を記載した事務記録であることが認められます。

そのため、本件対象公文書は、発言の一言一句を「事実」として記載しているものではなく、訂正請求の対象となる「事実」ではありません。

したがって、基本的には当該記録部分は、条例上の訂正請求の対象とはならないと考えます。

また、実際の発言については、録音等がされていないため、当審査会として「事実」か否かの判断をすることはできません。

- 3 これらのことから、実施機関が、本件訂正請求に対して訂正する理由がないとして、不訂正決定をしたことに違法又は不当な点はないと判断するものです。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 4. 25	広企秘第3号の諮問を受理（諮問第24号で受理）
27. 7. 13 (第1回審査会)	第2部会で審議
27. 8. 20 (第2回審査会)	第2部会で審議
27. 10. 2 (第3回審査会)	第2部会で審議
27. 11. 27 (第4回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大久保 憲 章	広島修道大学法科大学院教授
川 本 季 子	広島消費者協会副会長
小 出 和 昌	広島テレビ放送(株)報道制作局長
横 山 信 二 (部会長)	広島大学大学院社会科学研究科教授